

○大野城市自然環境保護条例  
平成3年3月22日条例第12号  
大野城市自然環境保護条例

(目的)

第1条 この条例は、市民の貴重な水源である水源涵養地区をはじめ、大野城市の良好な自然環境の確保を総合的に推進するため必要な事項を定め、もって健康で安全かつ快適な生活の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「自然環境」とは、自然の生態系をめぐる土地、大気、水及び動植物等を一体として総合的にとらえたものをいう。

2 この条例において「開発事業」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 土石の採取、土地の造成その他既存の土地の形状を変更すること。
- (2) 資材又は廃材の集積等を行うこと。
- (3) 木竹を伐採すること。

(市の責務)

第3条 市長は、この条例の目的を達成するため、必要な施策を講じ、良好な自然環境づくりに努めなければならない。

2 市長は、良好な自然環境の確保に関する市民意識の啓発に努めなければならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、市が実施する良好な自然環境の確保に関する施策に積極的に協力しなければならない。

2 事業者は、自然環境の確保のため最大限の努力をしなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、自然環境が適正に保全されるよう自ら努めるとともに、市が実施する自然環境の確保に関する施策に協力しなければならない。

(審議会の設置)

第6条 市長の諮問に応じ、自然環境の保護に関する基本的事項について調査審議するため、大野城市自然環境保護審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会は、委員7人以内で組織し、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 関係機関団体等の役職員

3 前項の委員のほか、次条に定める自然環境保護区域に関する審議について必要があるときは、審議会に、関係地域の市民のうちから市長が委嘱する5人以内の特別委員を置くことができる。

4 前3項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

(保護区域の指定)

第7条 この条例の目的を達成するため、市長は、審議会に諮って、自然環境を保護する必要がある地域を自然環境保護区域（以下「保護区域」という。）に指定することができる。

2 前項の保護区域の区分は、次のとおりとする。

(1) 第1種自然環境保護区域 水源涵養地区及び良好な自然環境を確保するため、特に保護することが必要な区域

(2) 第2種自然環境保護区域 前号に規定する区域以外の区域で、自然環境の保護に努めるべき区域

3 市長は、保護区域の指定をしたときは、告示しなければならない。

(協議等)

第8条 前条の保護区域内で開発事業を行おうとする者（以下「開発事業者」という。）は、法令又は他の条例で規定する届出等の手続きを行う前に市長と協議し、同意を得なければならない。ただし、市長が別に定めるものは、この限りでない。

2 市長は、前項の規定により同意をしようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かななければならない。

3 開発事業者は、第1項の協議をするときは、当該開発事業に係る事業計画書を市長に提出しなければならない。

(公告及び閲覧)

第9条 市長は、前条第1項の規定による協議の申し出があったときは、速やかに規則で定めるところにより公告し、事業計画書を閲覧に供しなければならない。

2 開発事業者は、関係地域の住民に対し当該開発事業の事業計画を周知しなければならない。

(意見書の提出等)

第10条 前条の事業計画書について、自然環境保護の見地からの意見を有する者は、規則で定めるところにより、意見書を市長に提出することができる。

2 市長は、前項の意見書の提出があったときは、速やかにその写し又は意見の要旨を記載した書面（以下「意見書等」という。）を開発事業者に送付するものとする。

(見解書の提出)

第11条 開発事業者は、意見書等の送付を受けたときは、遅滞なく、意見書等に対する見解を記載した書面（以下「見解書」という。）を作成し、市長に提出しなければならない。

(土地等の買取り及び援助)

第12条 市長は、保護区域内の土地等について所有権者から当該土地等の買取りの申し出があった場合において、必要があると認めるときは、買い取ることができる。

2 市長は、保護区域内の土地等について援助することができる。

(助言、指導及び勧告)

第13条 市長は、開発事業者に対して自然環境を保護するために必要な助言、指導及び勧告をすることができる。

(停止命令等)

第14条 市長は、第8条第1項本文の規定による同意を得ずに開発事業を行った者又は前条の助言、指導及び勧告に従わない者に対し、当該開発事業の停止を命じ、又は原状回復を命じ、若しくは原状回復が著しく困難である場合には、これに代わるべき必要な措置を講ずることを命ずることができる。

(公表)

第15条 市長は、開発事業者が前条の命令に従わないときは、その旨及びその命令の内容を公表することができる。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第17条 第14条の命令に従わない者は、10万円以下の罰金に処する。

第18条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行日においてすでに着手している開発事業（当該開発事業において、この条例の施行の日以後に変更又は更新する場合を除く。）については、第8条から第11条までの規定は適用しない。